

## 交通機関の運休・台風接近・大雪の対応について

本校では、気象警報発令時やそれに伴う交通機関の停止等の際、生徒の安全確保に配慮し、登下校に関して下記の通り取り扱います。テレビ放送等により小まめに情報を入手し、適切な判断をお願いいたします。

土・日・祝日の部活動等の登下校につきましても、同様の判断の下、部活動顧問教員と連絡をとり、指導に従ってください。

〔気象庁の警報発令対応〕

1 以下の①～③のいずれかに該当する場合、下記の「警報時の対応」に従うこと。

- ① 町田市を含んだ地域に『大雨特別警報』(警戒レベル5相当)、『土砂災害警戒情報』(警戒レベル4相当)が発令されている場合
- ② 町田市を含んだ地域に大雨、洪水、暴風のいずれか2つ以上の警報が発令されている
- ③ 町田市を含んだ地域に暴風雪警報、大雪警報のどちらか、または両方の警報が発令されている  
 ※ 「注意報」は含まれません。注意してください。  
 ※ テレビ等の報道で、多摩西部、多摩南部などの区域で発表されている場合、町田市を含む『多摩南部地域』に警報が発令されているかどうかで判断をすること。  
 ※ 居住する市区町村において同様の警報が発令されている場合には、身の安全を最優先に考えて自宅に待機し、午前8時以降に学校に連絡をした上で、学校の指示に従うこと。

警報時の対応

- |                          |   |           |
|--------------------------|---|-----------|
| (1) 午前 7 時の時点で①～③に該当する場合 | ⇒ | 3 限から授業開始 |
| (2) 午前 9 時の時点で           | 〃 | 5 限から授業開始 |
| (3) 午前 11 時の時点で          | 〃 | 全日、自宅学習   |

※ 午前 11 時以降、天候が回復した場合でも、自宅学習とする。

★ 気象庁による警報・注意報 [http://www.jma.go.jp/jp/warn/319\\_table.html](http://www.jma.go.jp/jp/warn/319_table.html)

※ 気象庁が発令する警報とは・・・「大雨(土砂災害、浸水害)」、「洪水」、「暴風」、「暴風雪」、「大雪」、「波浪」、「高潮」の7種類です。

〔自然災害(雪等)に伴う交通機関運休の対応〕

2 学校の対応は、以下のとおりとします。(横浜線の運行を基準とします)

- |                              |   |            |
|------------------------------|---|------------|
| (1) 午前 7 時の時点で横浜線が運行されていない場合 | ⇒ | 3 限から授業開始  |
| (2) 午前 9 時の時点で横浜線が           | 〃 | 5 限から授業開始  |
| (3) 午前 11 時の時点で横浜線が          | 〃 | 全日、自宅学習とする |

〔その他〕

3 下校等の措置(授業打ち切り)は、気象情報、交通機関の状況により判断します。

4 警報等が解除され授業が行われる際や、上記 1 及び 2 に該当しないが交通機関の運行が乱れている等の場合、生徒は危険のない範囲で登校すること。通学途中での電車、バスの運行状況による欠席・遅刻等については配慮します。必要に応じて学校に連絡をすること。

5 登校が不可能な場合、必ず学校に連絡して下さい。欠席については配慮します。